

## 特定福祉用具販売計画の取り扱いについて

厚生労働省最新情報に掲載されている特定福祉用具販売計画に掲載すべき事項は、以下のとおりです。

【厚生労働省 最新情報 Vol. 267 より抜粋】

指定基準では、福祉用具サービス計画について、「利用者の心身状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載」することとしている。これを踏まえ、福祉用具サービス計画には、最低限次の事項の記載が必要であると考えられる。

### 計画に記載することとなっている内容

- 1 利用者の基本情報(氏名、年齢、性別、要介護度等)
- 2 福祉用具が必要な理由
- 3 貸与・販売の目標
- 4 目標を達成するための具体的サービス内容(用具の機種)
- 5 当該用具を選定した理由
- 6 関係者間で共有すべき情報(使用時の安全・衛生上の注意事項等)

※ 上記のほか、厚生労働省基準省令「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に基づき次の事項も記載してください。

【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準より抜粋】

第 214 条の2

2 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービスの内容に沿って作成しなければならない。

3 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

- 7 介護支援専門員の確認欄(日付、事業所名、名前、捺印もしくは自署)
- 8 利用者若しくは家族の同意欄(日付、名前、家族の場合は利用者からみた続柄、捺印もしくは自署)

1～8の全ての事項が計画書の中に記載されている場合は、「福祉用具が必要な理由書」の提出を省略することができます。